

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示
 - ふ化業者の登録
 - 米飯提供業者の登録
 - 建設業者の登録
- 建設業者の登録まつ消
- 健康保険法の規定による保険医療機関の指定
- 昭和三十六年度第二次二等陸、海、空士の採用試験の実施
- ◇選管告示
 - 昭和三十六年第二回鳥取県選挙管理委員会
の招集
- ◇教委告示
 - 定例教育委員会の招集
- ◇公告
 - 昭和三十六年度鳥取県職員採用試験の実施
薬事法の規定による聴聞について

告示

鳥取県告示第三百六十八号

養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条の規定により、次のとおりふ化業者を登録した。

昭和三十六年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 登録番号 第二号
- 二 登録年月日 昭和三十六年六月二十七日
- 三 氏名又は名称及び住所 鳥取県西部養鶏農業協同組合
組合長理事 初岡 二朗
鳥取県米子市灘町三丁目十三番地
- 四 ふ化場の名称及びその所在地 初岡ふ卵場
鳥取県米子市灘町三丁目十三番地

鳥取県告示第三百六十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十六年六月二十四日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十六年六月三十日

登録番号	氏名	名称又は屋号	住	所	営業所の所在地
五三九	川口久美子	松	鳥取市吉岡温泉町六五二		住所に同じ
五四〇	北川正明	北川旅館	"	"	"
五四一	福田きみ	福田屋	"	"	"
五四二	山崎正恵	有限会社吉岡ホテル	"	"	"
五四三	豆田しげ	しげの屋	"	"	"
五四四	三谷さき	三谷旅館	"	"	"
五四五	伊藤康子	やよい	八頭郡八東町大字富枝四九	"	"

鳥取県告示第三百七十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要

(一) 鳥取県知事登録 昭和三十六年六月十五日 八千代建設(株) 八頭郡郡家町大字郡家 大西 清一 建設工事

〃〃 第五六五号 〃 六月十六日 中央建設(株) 倉吉市新町三丁目 杉本 義夫 〃

鳥取県告示第三百七十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要

(一) 鳥取県知事登録 昭和三十六年六月三日 北川組 米子市角盤町四丁目七六 北川 徳明 建設工事

(有) 橋谷製材所 日野郡溝口町溝口 橋谷 尤治 建築工事

鳥取県告示第三百七十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十六年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所在地 申請者氏名 まつ消年月日
 鳥取県知事登録 昭和三十五年 垣谷建設 岩美郡岩美町河崎三五 垣谷重四郎 昭和三十六年六月二〇日
 (ハ)第六八三号 八月九日

鳥取県告示第三百七十三号
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。
 昭和三十六年六月三十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	開設者氏名	診療科名	指定年月日	採用点数表
船木歯科医院	東伯郡赤碕町赤碕	船木 享 齒科		昭和三十六年五月二十九日	—
灘尾歯科医院	〃	一三四 灘尾健治	〃	〃	—
松本歯科医院	倉吉市東町四二五	松本頼之	〃	〃	六月一日
山崎 医院	岩美郡岩美町陸上	山崎和雄 内科	〃	〃	乙ノ二
中山医院分院	八頭郡家町久能寺	中山喜美雄 内科、小児科	〃	〃	五月一日

鳥取県告示第三百七十四号
 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百七十七条第一項の規定により、昭和三十六年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の日時及び場所を次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。
 昭和三十六年六月三十日

日時及び場所	鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和三十六年七月二十三日 午前八時三十分から	鳥取市本町一丁目 遷喬小学校
〃 二十四日 〃	倉吉市堺町 倉吉東高等学校
〃 二十六日 〃	境港市明治町 境公民館
〃 二十七日 〃	日野郡日野町根雨 根雨公会堂
〃 二十八日 〃	米子市両三柳 陸上自衛隊米子駐とん部隊

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号
 昭和三十六年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
 昭和三十六年六月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光正義

- 一日時 昭和三十六年七月四日 午前十時
- 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館
- 議題 鳥取県選挙管理委員会規程の一部改正に関する件

公明選挙常時啓発事業計画について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十二号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年六月三十日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一日時 昭和三十六年七月六日 午後一時

二 場所 鳥取県教育委員会 会議室

三 議題 1 教育長職務代行者の指定について

2 その他

公 告

昭和三十六年度鳥取県職員採用試験について次のとおり公告する。

昭和三十六年六月三十日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

一 試験の対象となる職

職 種	採用予定人員
上 級	約十五人
行 政	若干人
農 業	若干人
林 業	〃
獸 医	〃
農業改良普及員	〃
中 級	若干人
生活改良普及員	〃

二 受験資格

1 男女の別を問いませんが、次の試験区分別の受験資格を必要とします。ただし、生活改良普及員については、女子に限ります。

- (1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十五号)による大学(短期大学を除く。)を昭和三十四年三月以降に卒業した者又は昭和三十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者で、昭和六年四月二日以降に生まれた者
- (2) 学校教育法による短期大学を昭和三十四年三月以前に卒業した者で、昭和九年四月二日以降に生まれた者

中 級

- (1) 人事委員会が前記(1)又は(2)に該当する者と同等と認められた者
- (2) 前記(1)、(2)に掲げる者のほか、昭和九年四月二日から昭和十六年四月一日までに生まれた者(学籍を問いません。)
- (3) 前記(1)、(2)、(3)に掲げる受験資格のほか、獣医及び農業改良普及員の職については、現に獣医師及び農業改良普及員の資格を有する者(ただし、獣医の職にあつては昭和三十七年度中に、農業改良普及員の職にあつては昭和三十七年三月末日までにこれらの資格を取得する見込みのある者を含む。)
- (4) 前記(1)、(2)に掲げる者のほか、昭和九年四月二日以前に卒業した者又は昭和三十七年三月三十一日までに卒業する見込みの者(年令を問いません。)
- (5) 人事委員会が前記(1)に該当する者と同等と認められた者
- (6) 前記(1)、(2)に掲げる者のほか、昭和九年四月二日から昭和十六年四月一日までに生まれた者(学籍を問いません。)
- (7) 前記(1)、(2)、(3)に掲げる受験資格のほか、生活改良普及員の資格を有する者又は昭和三十七年三月末日までにこの資格を取得する見込みのある者

2 次の各号の一に該当する者は、受験できません。

- イ 日本の国籍を有しない者
- ロ 禁治産者及び準禁治産者
- ハ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるま

三 第一次試験、

1 方法

で又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

ホ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験を短期大学卒業程度において行ないます。

イ 教養試験

試験区分にかかわらず、公務員として必要な一般知能及び教養について択一式により行ないます。

ロ 専門試験

各職種に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、上級試験については択一式及び記

述式、中級試験については短答式により行ないます。
なお、専門試験は、それぞれ次の分野から出題されます。

職種	分野
(上級)	政治、法律、経済、労働等の社会事象の理解に必要な基礎的知識、判断力その他一般的な行政事務の遂行に必要な能力
行政	栽培学、汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
農業	林政、森林経理、造林、森林利用、木材工学、林産製造、森林工学等
林業	家畜育種、家畜繁殖、家畜飼養、畜産各論、畜産物利用、獣医一般等
獣医	農業改良普及員
農業改良普及員	農業職に同じ

(中級)

職種	分野
生活改良普及員	被服、食物、保健衛生、住居、家庭管理、教育等

- 2 日時及び場所
昭和三十六年九月三日(日)に鳥取市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際お知らせします。
- 3 第一次試験合格者の発表
昭和三十六年九月十九日(火) 県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。
- 4 第二次試験
第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行ないます。
- 1 方法
イ 口頭試問
主として人物について個別面接による試験を行います。
ロ 身体検査

- 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。
- ハ 身上調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。
- 2 日時及び場所
昭和三十六年九月下旬鳥取市において行ないますが、第一次試験合格者に通知します。
- 五 最終合格者の発表
昭和三十六年十月上旬県庁前に掲示するほか、県公報に登載し、合格者に通知します。
- 六 合格から採用まで
1 合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、合格者の全部が必ず採用されるとは限りません。

- 2 採用候補者名簿の効力は、原則として一年間です。
- 3 給与は原則として、上級試験合格者は行政職給料表の適用を受ける場合にあつては、給料月額一二、三〇〇〇円(行政職五等級一号給)、研究職給料表の適用を受ける場合にあつては、給料月額一二、三〇〇円(研究職四等級一号給)、医療職給料表の適用を受ける場合にあつては、給料月額一二、〇〇〇円(医療職三等級一号給)、中級試験合格者は給料月額九、三〇〇円(行政職給料表六等級五号給)を支給されるほか、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- 七 受験手続及び受付期間
1 申込み用紙の請求
申込み用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、あて先を明記して十円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。
- 2 申込み

申込み用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名を記入し、五円切手をはってください。切手のはつてないものは受験票を送付しません。

3 受付期間

昭和三十六年七月二十一日(金)から昭和三十六年八月四日(金)午後五時まで。郵送の場合は、昭和三十六年八月四日(金)午後五時までの着信に限ります。

八 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第七十六条の規定により、次のとおり聴聞を行なう。

昭和三十六年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 聴聞を行なう日時及び場所
1 日時 昭和三十六年七月八日 午前十時

2 場所 鳥取保健所講堂

二 被聴聞者

住所 鳥取市立川町二丁目三三五

氏名 株式会社スパーマーケット日光

代表取締役社長 平尾 儀 信

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月権二〇円(郵送料共)